

5. 4 大学図書館における著作権

東京大学附属図書館情報サービス課長
友 光 健 二

1. 著作権とは

- ・著作権 = 人格権 + 財産権 (=譲渡、制限ができる)

・著作権法の目的 (第一条)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、

これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、 → (権利の制限)

著作者等の権利の保護を図り、 → (権利の保護)

もつて文化の発展に寄与することを目的とする。 → (目的)

2. 大学図書館のサービスと著作権

著作物やコンテンツの利用の接点にいるのが図書館職員

- ・利用者の権利を守るためにも、積極的に関わりを持っていく必要がある。

- ・利用者と権利者の両方の立場に関わる (電子図書館=情報発信)。

◇複製権 (著作権法第 21 条で保護)

→文献複写サービスや図書館資料の保存のための複製。インターネットからのダウンロード等に関わる。

◇公衆送信権 (著作権法第 23 条で保護)

→FAX やインターネットによる文献の伝送。ホームページでの発信等に関わる。

◇貸与権 (著作権法第 26 条の 3 で保護)

→本やCDの貸出に関わる。

◇演奏権・上映権 (著作権法第 22 条)

→図書館でのレコードコンサート、ビデオ上映会の開催に関わる。

◇頒布権 (著作権法第 26 条)

→ビデオ・DVDなど映像資料の貸出に関わる。

◇翻訳・翻案権 (著作権法第 27 条)

→図書館における翻訳サービス。講演の要約作成に関わる。

◇複製権について

(権利の保護) = 著作権法第 21 条

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

(権利の制限) =著作権法第31条(図書館等における複製)

「…図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合」

◇公衆送信権について

(権利の保護) =著作権法第23条

「著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。」

(定義)=著作権法第2条7の2, 9の4, 5

「公衆送信 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。」

「自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。」

・送信可能化=ネットワークに接続されているサーバーへのアップロード

◇貸与権について

(権利の保護) =著作権法第26条の3

「著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(…の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

(権利の制限1)=著作権法第38条4項

「公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(…の貸与により公衆に提供することができる。」

(権利の制限2)=著作権法附則第4条の2(書籍等の貸与についての経過措置)

「新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与による場合には、当分の間、適用しない。」

3. 著作権法に関する権利者との協議

法改正に関する協議

文化審議会著作権分科会での審議

情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ

「図書館等における著作物等の利用に関する検討」

法の運用に関する協議

図書館と権利者との協議体制

- ・図書館における著作物の利用に関する当事者協議会
- ・(社) 日本複写権センターとの協議
- ・大学図書館における文献複製物の提供方法に関する権利者・大学図書館間協議 (ILL 協議)

図書館側の協議体制

- ・著作権に関する図書館団体懇談会
- ・国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
及び同ワーキンググループ

4. 大学図書館としての取り組み

著作権集中処理機構設立準備委員会発足 (1987)

- ・国立大学図書館協議会「文献複写に係る著作権問題特別委員会」設置 (1988)

日本複写権センター設立 (1991)

〃 が「複写に関するガイドライン (案)」を提示 (1993)

- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」及びワーキング・グループ設置 (1998)

国大団協が「大学図書館における文献複写に関する実務要項A案」提示 (1999)

- ・国公私立大学図書館協力委員会「著作権問題拡大ワーキンググループ」設置 (2001)

協力委員会が「著作権問題についてのアクションプラン」を策定 (2001)

- ・国公私立大学図書館協力委員会「大学図書館著作権検討委員会」設置 (2002)

協力委員会が「大学図書館における文献複写に関する実務要項」策定 (2002)

- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」が発展的解散し、「大学図書館著作権検討

委員会」に活動の場を移す (2003)

協力委員会と権利者2団体の間で、「大学図書館間協力における資料複製に関する利用
許諾契約」締結 (2004)

5. 大学図書館著作権検討委員会の活動

国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

2002(平成14).10設置

国公私立大学図書館協力委員会(626館)の専門委員会の一つ

構成 顧問 土屋千葉大学文学部教授(元千葉大学附属図書館長)

主査 早稲田大学 副主査 東京大学(WG主査)

委員 5名(国立2名 公立1名 私立2名)

WG 14名(国立7名 公立3名 私立4名)

これまでの活動成果

◇セルフ式コピーによる複写についての実務要項(2002)

◇ILLにおけるFAX等の利用についての許諾契約(2004)

◇大学図書館における著作権問題Q&Aの作成、改訂(2002-)

◇著作権啓蒙活動(2001-)

・著作権講習会、シンポジウムの開催

・著作権ポスターの作成、配布(日本図書館協会と協力)

6. セルフ式コピー機による複写

経緯

・「複写に関するガイドライン(案)」が日本複写権センターから提示される(1989)

著作権法第31条に該当しない複写として、以下が挙げられていた

③コイン式複写機器による複写

⑤来館者以外の者に提供する複写

・「大学図書館における文献複写に関する実務要項A(案)」を提示(1999)

日本複写権センターとの協議を継続的に行う

・「大学図書館における文献複写に関する実務要項」について合意(2002)

・2003(平成15)年4月23日付で国公私立大学図書館協力委員会から各大学図書館

に実務要項と解説を送付し周知を図る

「実務要項」の内容

・大学図書館の範囲を規定

中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設(専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等)を全て含む。

・著作権法尊重態度の周知

著作権尊重の重要性と複製できる範囲を、掲示や利用案内・ガイダンスで周知する。

・セルフ式コピー機の運用方法

コピー機の管理者を置き、適正な管理に努める。

利用者には複写申込書を提出させる。

・定期刊行物の「発行後相当期間」の範囲

一般に入手できなくなる目安を、次号が既刊となった場合又は発行後3ヶ月を経た場合とした。

- ・"<http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/i/documents/coop/yoko.pdf>"で、実務要項と解説を公開している

7. ILLにおけるFAX等の利用

経緯

- ・著作権分科会情報小委員会ワーキンググループ（2001）
 - 図書館側から ILLにおけるFAX等の利用に関する権利制限を要望
- ・図書館等における著作物等の利用に関する検討（2002.9）
 - 権利者との協議の結果、図書館間に限り FAX等の利用は可能との合意を得て、著作権分科会法制問題小委員会に報告
- ・しかしながら、小委員会では法改正をするという結論に至らなかった（2003.1）
- ・大学図書館独自で学術出版系権利者2団体と交渉を開始（2003.7）
 - 医工学系権利団体（JCLS）と学協会系権利団体（学著協）
- ・ILLにおいてFAX等を使用することに関する無償許諾契約締結（2004.3）
 - 図書館側は国公私立大学図書館協力委員会（626館）として調印
運用上遵守すべきことを「ガイドライン」に盛り込む
- ・2004（平成16）年3月12日付で国公私立大学図書館協力委員会から各大学図書館に、許諾契約書写しとガイドラインを送付し周知を図る

「ガイドライン」の内容

- ・ILLにおいてFAX送信、インターネット送信（電子メール添付を含む）を利用することについて、無償で許諾する。
- ・送信できる著作物は、2著作権等管理事業者（JCLS、学術著作権協会）に権利委託されているものが対象となる。（現在ILLで伝送されている資料の大半が含まれる。）
- ・利用者には、紙面に再生された複製物のみを渡し、中間複製物は必ず破棄する。
- ・一定以上の利用があった資料については、図書館は購入努力義務を負う。
- ・契約の前提として、大学図書館における複製は、本来大学の構成員個人の調査研究を目的として行われるべきものであるとの主張への共通理解。
- ・"http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/i/documents/coop/ill_fax_guideline.pdf"でガイドラインを公開している。
- ・「大学図書館協力ニュース」24(6)（2004.3）に解説記事が掲載されている。

8. 「大学図書館における著作権問題Q&A」

経緯

- ・2002年2月に国公私立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WGが、著作権普及活動

の一環として、第1版を作成

- ・2003年3月、2004年3月に、同委員会大学図書館著作権検討委員会が第2版、第3版を改訂、公開
- ・"http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/i/documents/coop/copyrightQA_v3.pdf"で公開
- ・メーリングリスト ("copy-wg@lib.u-tokyo.ac.jp") で質問等の受付をしている

「Q&A」の内容

- ・大学図書館における利用者サービス等の業務の現場での著作権に関わる事例の集積
- ・構成
 - ① 権利者側とのガイドライン作成に向けた取り組みを中心に
(コイン式コピー機) (私的複製) (学内事務用) (ILL) (FAX) (営利目的)
(許諾方法) (費用負担) (罰則)
 - ② 複製権の権利制限の色々 (法31条の条文解釈)
(公表された著作物の一部) (写本、寄託) (学位論文) (発行後相当期間)
(論文集) (媒体変換) (欠号補充)
 - ③ 図書館活動と今後の著作権問題
(教育目的) (引用) (Web情報の複製) (目次) (広報) (展示) (貸与) (公貸権)
(上映、上演) (録画、録音) (楽譜) (ソフトウェア) (出版権) (電子図書館)

9. これからの課題

- ・ILLにおけるFAX等の利用 ⇒ 契約相手(許諾対象資料)の拡大
- ・記念論文集等入手困難な資料の論文全部の複製 ⇒ 事前意思表示システムの検討
- ・SPレコード等再生手段の入手が困難な資料の媒体変換 ⇒ 法改正を行う方向
- ・31条を超える範囲の複製 ⇒ 権利者団体との協議
- ・営利目的の複製の除外 ⇒ 引き続き関係者間で協議
- ・貸出に関する補償金の要求への対応 ⇒ 引き続き関係者間で協議